

老後を支える制度です

今月は「国民年金推進月間」です。国民年金は、やがて訪れる長い老後の生活を支える大切なもの。現役世代が納める保険料が高齢者世代を支え、現役で働く人たちが高齢者になったとき、次の世代の人たちの納める保険料を支えるという、世代間扶養の仕組みになっています。この制度は国が責任をもって運営しているため、安心して生涯にわたって年金を受けることができます。



気が合う仲間と過ごす楽しい時間

国民年金は、老後生活を保障する老齢基礎年金だけではありません

ません。病气やけが、事故などで障害が残ったときの障害基礎

年金、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金などもあります。これらの年金を受けるには、保険料を納めていることが必要です。

老齢基礎年金は 65歳から支給

老齢基礎年金は、原則として保険料を納めた期間、免除を受けた期間などを合わせて二十五年以上ある人が受給対象です。これを満たす人が六十五歳にな

海外転出者も 加入できます

国民年金の被保険者は日本に住む、二十歳から六十歳未満までの人が対象です。海外転出し、海外居住する人が引き続き国民年金に加入する場合は、任意加入の届け出が必要となります。日本国籍を持つ二十歳から六十五歳未満までの人が加入できます。

保険料の納め方には次の二つの方法がありますので、出国前にご相談ください。

海外転出届けを出するとき
に親族を保険料納付の協力者と定め本人に代わり納める 日本国民年金協会（03 3265 2885）に依頼して納付する。

つたときに支給されます。ただし、本人の希望によって六十歳以上六十五歳未満の間に請求すること（繰り上げ支給）もできますが、この場合には、年齢や誕生月に応じて年金額が減額されます。ただし、繰り上げ請求をすると、障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。また、六十六歳以降に請求する（繰り下げ支給）人には、年金額が増額されます。なお、いったん減額・増額された支給率は生涯変わりません。